

危機対応業務に係る商工債を通じた信用供与について

2025 年 8 月 29 日に公布された「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の施行により、2027 年 8 月 30 日以降、商工債を通じた株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）に対する信用の供与に銀行法施行規則第 14 条第 4 項等の規定が適用され、商工債を通じた信用の供与の額が銀行法第 13 条第 1 項等（いわゆる「大口信用供与等規制」）の適用において商工中金に対する信用の供与等の額に含まれることとなります。

大口信用供与等規制では、同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係にある者を含む。）に対する信用の供与等の額が所定の信用供与等限度額を超えてはならないこととしていますが、従前より、信用の供与等を受けている者の事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、信用供与等限度額を超えた信用の供与等が行わなければ当該者の事業の継続に著しい支障を生じるおそれや、その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由がある等の場合には、内閣総理大臣の承認を受けることで、信用供与等限度額を超える信用の供与等が認められる（いわゆる「特例承認」）こととされています。

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法（以下「商工中金法」という。）第 22 条の 3 の規定により、株式会社日本政策金融公庫法第 2 条第 5 号に規定する危機対応業務を実施する責務が課されています。大規模な災害をはじめとする危機時には、その影響を受けて業績の悪化した中小企業等に対する機動的な資金繰り支援が必要になると想定されるところ、商工中金が実施する危機対応業務は、危機時の資金繰りを支える重要な役割を担っています。

危機対応業務の実施にあたり、商工債の発行は、商工中金が危機対応業務の実施に必要な資金を迅速に調達する手段となっています。仮に、金融機関が商工債を通じて危機対応業務の実施に必要な信用の供与を行うこととし、その信用の供与によって商工中金に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合には、特例承認の判断にあたり、危機時という社会経済情勢等を踏まえて柔軟に対応を検討すべきと考えられるため、金融庁・財務局まで前広にご相談ください。

なお、令和 7 年 6 月 13 日付で施行された改正商工中金法では、商工中金が業務を行うにあたり金融機関と連携するよう努めるものとする規定が設けられました（商工中金法第 22 条の 2）。商工中金と金融機関との適切な連携・協業により、事業再生をはじめとする様々な分野で、地域の事業者への支援がこれまで以上に進められることを期待しています。